

西東京市はなバス車体広告 募集要項

1 募集概要

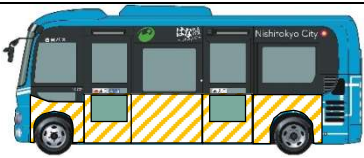
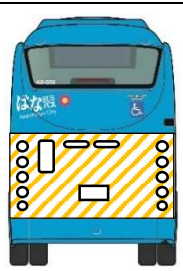
ア 掲出期間

1年間（1年ごとに継続可）

※ラッピングフィルムの耐用年数を超えて継続する場合は、ラッピングフィルムの再作成が必要となる場合があります。再作成の費用は、広告主にご負担いただきます。

イ 掲出場所及び掲出料

（税別）

ルート	掲出箇所	掲出料 (車両1台・ 年額)	ラッピング 作成料等 (目安)	掲出イメージ（車種）
現在、①第1ルート及び③第4北・第4南ルートは募集しておりません。 ②第2・第3ルートのみ募集しております。				
第2 第3 ルート	側面片側	240,000円	230,000円	  〈ポンチョロング〉
	後面	144,000円	160,000円	
	両側面及び後面 (フルラッピング)	480,000円	460,000円	
現在、①第1ルート及び③第4北・第4南ルートは募集しておりません。 ②第2・第3ルートのみ募集しております。				

※このほか、東京都屋外広告物許可申請手数料等11,950円をご負担いただきます。

※後面の白抜き部分は、車両設備のためラッピングできません。

※②第2ルート・第3ルートと③第4北ルート・第4南ルートは、それぞれ共通の車両を使用しています。

ウ 役割分担

イ掲出料のほか、以下表の内容に伴う費用をご負担いただきます。

内容	実施	費用負担
広告デザインの制作	広告主	広告主
屋外広告物審査	運行事業者	広告主
ラッピング広告の作成・掲出・剥離	運行事業者	広告主
維持管理・破損対応	運行事業者	運行事業者

西東京市はなバス車体広告 募集要項

2 応募資格・掲出基準

「西東京市内連絡バス広告掲出基準」及び運行事業者の社内基準に基づき審査します。そのほか東京都屋外広告物条例や東京都屋外広告物条例施行規則にも準拠する必要があります。

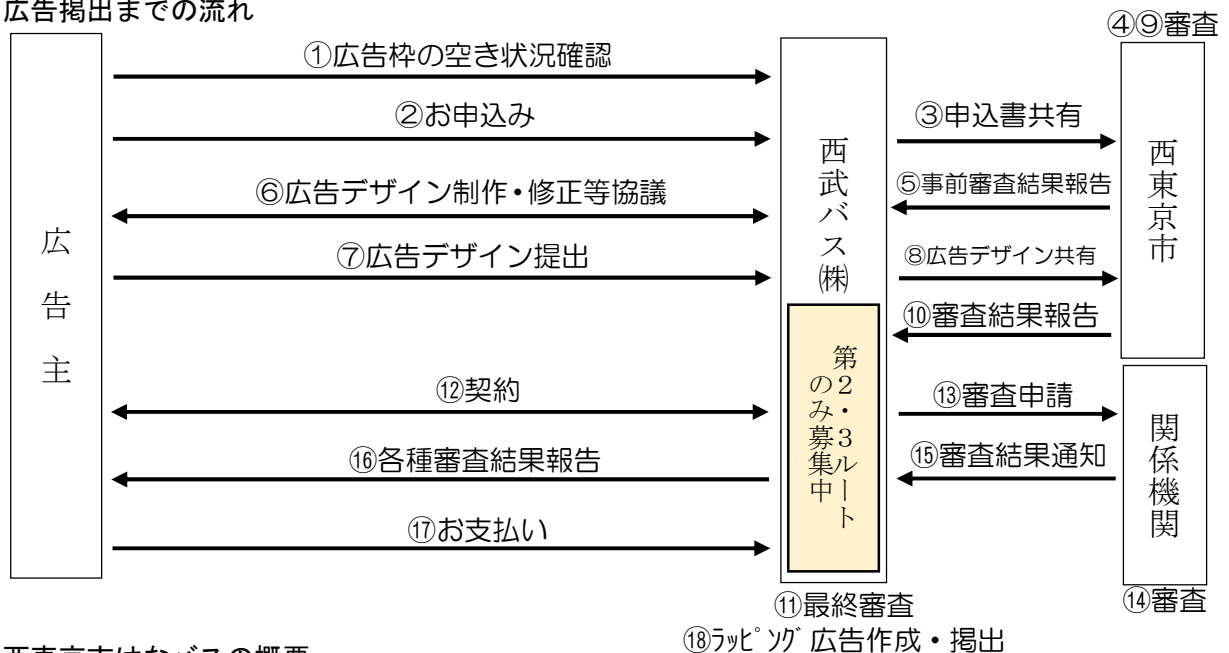
3 お申込み先

はなバスはルートごとに運行事業者が異なります。広告掲出に関するお問い合わせやお申込みは、希望するルートの運行事業者にご連絡ください。

なお、運行事業者の異なる複数ルートに広告掲出をご希望の場合は、お手数ですが両社にお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

①第1ルート	西武バス株式会社営業課 〒359-1180 所沢市久米546-1
②第2・3ルート	TEL：04-2995-8130 メール：koukoku@seibu-bus.jp
③第4北・南ルート	現在、①第1ルート、③第4北・第4南ルートは募集しておりません。 ②第2・3ルートのみ募集しております。

4 広告掲出までの流れ



5 西東京市はなバスの概要

名 称		西東京市内連絡バス「はなバス」
事業目的		地域内補助交通として、広域幹線交通や地域内幹線交通を補完し、主に公共交通空白地域から鉄道駅や公共施設等に向かう交通利便性の地域格差をなくし、利用者の利便性向上を目的としています。
募集 ルート	第 1 ルート	現在、①第1ルート、③第4北・第4南ルートは募集しておりません。 ②第2・第3ルートのみ募集しております。
	第 2 ルート	【駅間ルート】西武池袋線ひばりヶ丘駅を起点とし、公共施設と西武新宿線東伏見駅を結ぶルート 【住吉・泉町循環ルート】西武池袋線ひばりヶ丘駅を起点とし、「西東京市役所保谷庁舎」を結ぶルート。一部の運行便では、西東京市役所保谷庁舎止まりがあります。
	第 3 ルート	【駅間ルート】西武新宿線田無駅北口を起点とし、向台町・新町地域を經由し、西武新宿線東伏見駅に至るルート 【向台循環ルート】西武新宿線田無駅北口を起点とし、公共施設を結び、西武新宿線田無駅へ戻るルート

西東京市はなバス車体広告 募集要項

第4北ルート	現在、①第1ルート、③第4北・第4南ルートは募集しておりません。 ②第2・第3ルートのみ募集しております。
第4南ルート	現在、①第1ルート、③第4北・第4南ルートは募集しておりません。 ②第2・第3ルートのみ募集しております。
運行事業者	西東京市内連絡バス運行協定書に基づき、以下の運行事業者による運行がなされています。 【第1・2・3ルート】西武バス株式会社（滝山営業所） 【第4北・南ルート】関東バス株式会社（武蔵野営業所）

